

第 2 部

資料リスト

- 資料 1 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会設置要綱
- 資料 2 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会委員名簿
- 資料 3 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会調査員名簿
- 資料 4 標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会開催実績
- 資料 5 事業主及び役員の報酬の取扱いについて
- 資料 6 事業所全喪後に遡及して標準報酬月額に係る記録訂正等を行う等の
社会保険事務所の処理が不合理とされたもの（19 事案）
- 資料 7 6.9 万件の 1 事業所内該当件数と事業所規模のクロス分析
- 資料 8 6.9 万件の 1 事業所内該当件数別分布
- 資料 9 ホットライン等の開設について
- 資料 1 0 6.9 万件の標準報酬月額の引き下げ等級幅分布
- 資料 1 1 6.9 万件の標準報酬月額の引き下げ等級幅と遡及期間のクロス分布
- 資料 1 2 6.9 万件の遡及期間別分布
- 資料 1 3 6.9 万件の社会保険事務所別の発生状況
- 資料 1 4 6.9 万件の都道府県別、年別分布
- 資料 1 5 6.9 万件の社会保険事務所別、年別分布
- 資料 1 6 6.9 万件の発生前年別分布
- 資料 1 7 6.9 万件のデータ分析からみた特徴
- 資料 1 8 徴収決定済額の推移（出納整理期間の 4 月分）
- 資料 1 9 不納欠損額の推移
- 資料 2 0 6.9 万件と不納欠損額との関係
- 資料 2 1 幹部職員に対する書面調査項目
- 資料 2 2 幹部職員に対する書面調査への回答状況
- 資料 2 3 元社会保険庁長官に対する書面調査項目
- 資料 2 4 元社会保険庁長官に対する書面調査への回答状況
- 資料 2 5 社会保険庁等の職員に対するアンケートの取り纏め
- 資料 2 6 社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対するアンケート取り
纏め
- 資料 2 7 全国健康保険協会の職員に対するアンケート取り纏め
- 資料 2 8 全社会保険事務所に対する遡及訂正方法（事務フロー等）にかかる調
査結果取り纏め
- 資料 2 9 年度別保険料徴収状況

(参考資料1) 関係条文

- ・厚生年金保険法
- ・厚生年金保険法施行規則
- ・社会保険審査官及び社会保険審査会法
- ・刑法

(参考資料2) 関係通知・通達等

- ・「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の随時改訂の取扱いについて」(昭和44年6月13日保発第67号)
- ・「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について(平成6年11月9日保発第124号)
- ・「不正事故防止のための点検事項について」(昭和58年8月31日庁文発第2598号)
- ・「不正事故防止のための点検事項について」(平成8年9月6日庁文発第2661号)
- ・「現金詐取及び記録改竄等の不正行為防止対策について」(平成11年11月12日庁文発第2467号)
- ・「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」(平成15年2月25日保発第0225001号、庁保発第1号)
- ・「政府管掌健康保険、船員保険及び厚生年金保険の適用事業所の全喪届について」(平成15年11月12日庁保発第1112001号)
- ・「徴収課分任官引継書」(平成7年2月1日)
- ・「健康保険及び厚生年金保険等の滞納整理事務に係る初期手順要領について」(庁保発第0410002号平成19年4月10日)

(参考資料3) その他

- ・昭和60年の制度改正に関する国会議事録
- ・徴収率維持等への関心を裏付ける議事録
- ・取締役会議事録の雛形
- ・事業所・事業主名等のみ記載した被保険者報酬月額変更届等
- ・保険料取消額計算書

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会設置要綱

平成20年10月6日
厚生労働大臣伺い定め

1 設置

社会保険庁の標準報酬遡及訂正事案等に係る社会保険庁職員の関与に関する調査の実施並びに調査結果に基づく対応策の検討等を行うため、厚生労働大臣直属の標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 構成

- (1) 調査委員会に、委員を若干名置く。
- (2) 委員長は、委員の中から厚生労働大臣が指名する。
- (3) 調査委員会の下に、調査チームを置く。
- (4) 調査チームに調査員を若干名置く。

3 庶務

調査委員会の庶務は、関係課の協力を得て、大臣官房総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

【調査委員会】

(記載順：五十音順)

氏名	ふりがな	現職
國廣 正	(くにひろ ただし)	国広総合法律事務所、弁護士
久保利 英明	(くぼり ひであき)	日比谷パーク法律事務所、弁護士
郷原 信郎	(ごうはら のぶお)	桐蔭横浜大学法科大学院教授、弁護士
野村 修也	(のむら しゅうや)	中央大学法科大学院教授、弁護士

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会 調査員名簿

<ヒアリング担当>

青木 正賢	国広総合法律事務所弁護士
池田 和世	森・濱田松本法律事務所弁護士
木曾 裕	北浜法律事務所弁護士
園田 観希央	森・濱田松本法律事務所弁護士
近澤 諒	森・濱田松本法律事務所弁護士
中村 克己	国広総合法律事務所弁護士
南部 恵一	森・濱田松本法律事務所弁護士
野宮 拓	日比谷パーク法律事務所弁護士
緑川 芳江	森・濱田松本法律事務所弁護士

<データ分析等担当>

金子 敬一	経済産業省情報政策課情報政策専門官
-------	-------------------

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会 開催実績

第 1 回	10月 6日 (月)
第 2 回	10月 9日 (木)
第 3 回	10月14日 (火)
第 4 回	10月21日 (火)
第 5 回	10月27日 (月)
第 6 回	10月30日 (木)
第 7 回	11月 4日 (火)
第 8 回	11月 6日 (木)
第 9 回	11月10日 (月)
第10回	11月14日 (金)
第11回	11月18日 (火)
第12回	11月20日 (木)
第13回	11月24日 (月)
第14回	11月26日 (水)

事業主及び役員報酬の取扱いについて

平成20年11月26日
社 会 保 険 庁

平成20年10月25日に照会頂いた別添照会に係る回答は、下記のとおりです。

記

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第3条第1項第3号において、報酬とは「賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。」とされている。

これは、「(1)労働者が自己の労働を提供し、その対償として受けるものであること、(2)常時又は定期に受け、労働者の通常の生計に充てられるものであることを2つの条件とし、これに該当する限り、その名称が何であるかは問題としない。したがって、その中には基本給以外の附加給与や、現物をもって給与されるものも含まれる」とこととされている。（出典：厚生年金保険法解説。株式会社法研）

また、「たとえば、基本給以外の能率給、奨励給、役付手当、職階手当、特別勤務手当、勤務地手当、物価手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、早出残業手当、日直手当、宿直手当などはすべて報酬とする。また、家族手当とか休業中あるいは待命中であっても一定の給与規程に基づいて支給される休業手当、療養手当、待命手当などのように労働に対する関係としては間接的なものも報酬に含める。これに反して、恩恵的に支給される結婚祝金、死亡弔慰金、病氣見舞金、災害見舞金とか、支給原因を異にする恩給、年金、株主として受ける配当金、健康保険法による傷病手当金、出産手当金、労働者災害補償保険法による療養補償費、休業補償費、労働基準法による解雇予告手当などは、労働者の収入ではあっても労働の対償として受け取るものではないから、いずれも報酬とはしない」とされている。（出典：同上）

上記の考え方は、これまで、被保険者の標準報酬に関する各種通知において、社会保険庁本庁から各社会保険事務局等に示しているところであるが、事業主及び役員も被保険者である以上、異なる取扱いをとる必要はないものとする。

このため、事業主及び役員報酬の範囲についても、上記の基準により判断されるものであり、実務上、取締役会決議で定める額を、標準報酬月額を算定する基礎となる報酬として取り扱うのが原則である。

しかしながら、役員報酬の全部又は一部が支払われない状態が3ヶ月以上継続し、結果的にも会社に当該未払報酬を支払う資力がない場合であって、当該役員も会社の支払能力が厳しいことを認識し、その期間における当該未払報酬が支払われないことを了承した場合等には、既に支払われている役員報酬の額が、上記の標準報酬月額を算定する基礎となる報酬に当たり、厚生年金保険法第23条等の要件に該当し、標準報酬の改定等の対象となる。

ただし、このような標準報酬の見直しは、事実関係に即したものであることが必要であり、単に事業主又は役員から申し出が行われるのみでなく、個別事案の内容を踏まえ、関係書類等により確認を行うことが求められるものである。

(以上)

役員（事業主を含む。）の報酬について、以下の各ケースにおいて、

①本来、どの部分を報酬（厚生年金保険法 21 条 1 項及び 23 条 1 項の「報酬」をいう。以下同様。）とみるべきなのか（厚生年金保険法上の正しい解釈は何か）

②また、これまでは、どの部分を報酬とみて運用していたのかについて、社会保険庁としての見解を本日（11 月 26 日（水））午後 6 時まで（時間厳守）に示されたい。なお、万一、社会保険庁において、同法 21 条 1 項の「報酬」と 23 条 1 項の「報酬」の解釈が異なる場合については、それぞれについて上記の点についての見解を示されたい。

I.（株主総会決議による委任に基づく）取締役会決議で役員報酬について定められているケース

- I—1 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員（事業主を含む。以下同じ。）が、債権放棄の手続きを行ったケース
- I—2 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員が債権放棄の正式の手続きを行ったかどうか不明であるが、役員から、役員報酬が、実質、支払われていないとの申し出があったケース
- I—3 一旦支払われた役員報酬の一部を、会社に返還するので報酬額を遡及的に減額してほしいと申し出のあったケース

II.（株主総会決議による委任に基づく）取締役会決議等会社法上の報酬決定手続が行われていない（ないし明確に行われていない）が、実際には役員報酬（との名目の金員）が支払われていたケース

- II—1 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員（事業主を含む。以下同じ。）が、債権放棄の手続きを行ったケース
- II—2 役員報酬が未払いの状況で、当該未払額について、役員が債権放棄の正式の手続きを行ったかどうか不明であるが、役員から、役員報酬が、実質、支払われていないとの申し出があったケース
- II—3 一旦支払われた役員報酬の一部を、会社に返還するので報酬額を遡及的に減額してほしいと申し出のあったケース

平成20年11月19日現在

事業所全喪後に遡及して標準報酬月額に係る
記録訂正を行う等の社会保険事務所の処理が不合理とされたもの(19事案)

事案番号	あつせん日	申立期間	標準報酬月額等			同様の処理がなされたと 思われる従業員数
			訂正前	訂正後	あつせん後	
中央3	H19.8.24	H5.1.1～H6.1.21	53万円	20万円	53万円	
中央29	H19.11.30	H7.2.1～H12.9.1	59万円	9.2万円	59万円	
中央47	H20.1.17	H4.3.31～H5.5.1	26万円 —	18万円 —	26万円 H5.1.31	複数(7人)
中央86	H20.2.29	H3.7.1～H5.1.26	44万円 47万円	8万円	44万円 47万円	
		H6.7.1～H7.2.21	32万円	8万円 9.2万円	32万円	
北海道23	H20.3.28	H12.8.1～H14.7.31	30万円	11万円	30万円	
山形118	H20.11.5	H2.5.1～H3.9.30	18万円 15万円	12.6万円	18万円 15万円	
		H3.9.30～H4.1.1	—	—	H3.12.21	2人
埼玉4	H19.12.26	H7.11.1～H9.8.31	26万円	9.8万円	26万円	
埼玉65	H20.4.28	H7.8～H7.11	36万円 41万円	18万円	36万円 41万円	
千葉1	H19.9.28	H10.4～H12.3	38万円	9.8万円	38万円	
東京384	H20.7.29	H1.4.1～H6.7.30	47万円 53万円	8万円	47万円 53万円	3人
東京405	H20.7.29	H3.7.1～H5.1.26	53万円 56万円 50万円	8万円	53万円 56万円 50万円	28人
東京424	H20.8.5	S57.10.1～S58.12.1	36万円 41万円	18万円	36万円 41万円	13人
東京601	H20.9.24	H5.9.1～H5.10.1	56万円	8万円	56万円	8人
		H5.10.1～H6.3.31	56万円	8万円	56万円	28人
東京637	H20.9.30	H3.11.1～H5.3.31	26万円 28万円	13.4万円	26万円 28万円	51人
東京898	H20.11.18	H3.5.1～H5.2.10	34万円 36万円 41万円	8万円	34万円 36万円 41万円	2人
大阪1533	H20.5.26	H5.7.1～H10.7.24	53万円 59万円	9.8万円	53万円 59万円	
大阪1837	H20.6.30	H6.10.1～H9.10.13	44万円 38万円	8万円 9.2万円	44万円 38万円	
大阪2122	H20.9.2	H6.10.1～H9.10.13	47万円	8万円 9.2万円	47万円	
大阪2123	H20.9.2	H6.10.1～H9.10.13	38万円	8万円 9.2万円	38万円	

(注) 上記従業員数は、あくまでも年金記録確認第三者委員会が行った調査の範囲の中で把握し得た人数。
() 書きの人数については、更なる精査が必要なもの。

1事業所内該当件数と
事業所規模のクロス分布

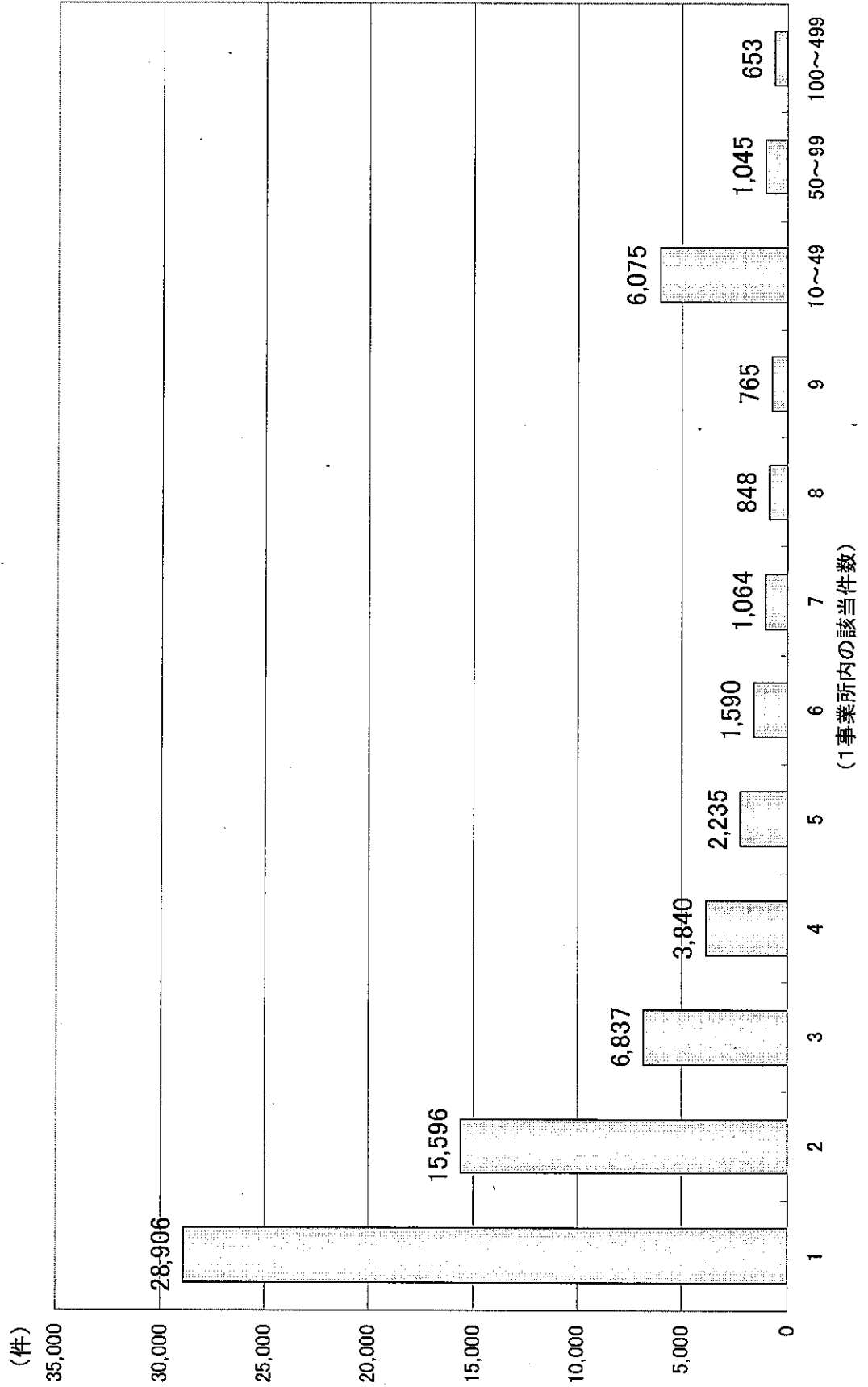
※不適正な処理の可能性のある記録6.9万件

	当該事業所の最終払出被保険者整理番号										総計				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~49		50~99	100~499	500~999	1,000~
1	814	1,457	1,650	1,608	1,539	1,464	1,168	1,099	1,049	11,517	2,302	1,948	378	913	28,906
2		502	672	750	714	672	658	600	508	7,338	1,678	1,224	82	198	15,596
3			285	210	249	243	267	264	219	3,195	927	792	102	84	6,837
4				112	140	160	136	92	116	1,852	592	508	56	76	3,840
5					85	90	95	70	65	1,110	285	360	30	45	2,235
6						102	78	78	54	828	174	222	12	42	1,590
7							35	56	7	497	189	217	28	35	1,064
8								24	40	488	144	120		32	848
9									27	468	90	144	27	9	765
10~49										2,369	1,414	1,866	214	212	6,075
50~99											197	546	132	170	1,045
100~499												161	390	102	653
500~999															0
1,000~															0
総計	814	1,959	2,607	2,680	2,727	2,731	2,437	2,283	2,085	29,662	7,992	8,108	1,451	1,918	69,454

事業所数	41,764
------	--------

1事業所内該当件数別分布

※不適正な処理の可能性のある記録6.9万件



2008年10月14日

ホットライン等の開設について

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会
委員長 野村修也

標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会（以下、調査委員会という。）では、標準報酬月額の不正改ざん等に関する調査をすすめるにあたり、国民の皆様方より広く情報をご提供いただくため、調査員に直接繋がるホットラインを開設しましたので、お知らせいたします。

ご提供いただいた情報は委員会限りとし、通報の秘密は厳守いたします。また、ご提供いただいた情報について、更なる情報提供をお願いすることがありますので、その際にはご協力よろしくお願い致します。

なお、個別の調査依頼を受け付けるものではありませんので、その旨ご了承下さい。

◆ホットライン

－電話（調査員直通）【受付時間：平日 9:30-12:00,13:00-18:00】

[番号略] (番号略)

[番号略] (//)

※標準報酬月額の訂正以外のご連絡（国民年金に関するもの、ねんきん特別便に関するもの、年金支給額に関するお問い合わせ、年金相談等）は、こちらへお問い合わせ下さい。

※電話番号の間違いが大変多くなっております。電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようおかけください。

※大変申し訳ありませんが、電話代金はご負担頂くようお願い申し上げます。

－ファックス（委員会室直通）【無休、24時間受付】

[番号略] (番号略)

－メールアドレス（調査員直通）【無休、24時間受付】

[メールアドレス略] (メールアドレス略)

※セキュリティ・ポリシーの関係から、添付ファイルを開封することができませんので、資料等はファックスして頂くようお願い申し上げます。

情報をお寄せください。

社会保険庁の役職員および元役職員の方々へ

厚生年金適用事業者（会社の経営者等）の方々へ

国民の皆様へ

標準報酬遡及訂正事案等に関して情報をお寄せください

◆ 国民の皆様へ

標準報酬月額等が不正に改ざんされますと、私たちの給与から天引きされていた社会保険料が社会保険庁に届けられることなく、事業者によって着服されることになります。その結果、従業員は、受給できる年金額が少なくなるといった被害をこうむります。現在、受給者の方で、実際より標準報酬月額が少なかったり加入期間が短かかったりするために年金額が少ないのではないかといった疑念をお持ちの方や、お勤めになっていた事業所で、未払いの社会保険料が帳消しになったことを見聞きしたご経験のある方は、情報をお寄せくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

情報提供に際しましては、お名前とご連絡先を付記した上で、お勤めになっていた会社の名称、どこの地域の事業所（会社等）で起こった出来事なのかを明らかにしていただきたく存じます。なお、その当時の関係資料が残っておりましたら、その写し等を併せてご提供くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

ご提供いただいた情報は委員会限りとし、通報の秘密は厳守いたします。また、ご提供いただいた情報について、更なる情報提供をお願いすることがありますので、その際にはご協力よろしくお願い致します。

なお、個別の調査依頼を受け付けるものではありませんので、その旨ご了承下さい。

◆ ホットライン

ー電話（調査員直通）【受付時間：平日 9:30-12:00,13:00-18:00】

（番号略）
（ 〃 ）

※標準報酬月額の訂正以外のご連絡（国民年金に関するもの、ねんきん特別便に関するもの、年金支給額に関するお問い合わせ、年金相談等）は、こちらへお問い合わせ下さい。

※電話番号の間違いが大変多くなっております。電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようおかけください。

※大変申し訳ありませんが、電話代金はご負担頂くようお願い申し上げます。

ーファックス（委員会室直通）【無休、24時間受付】

（番号略）

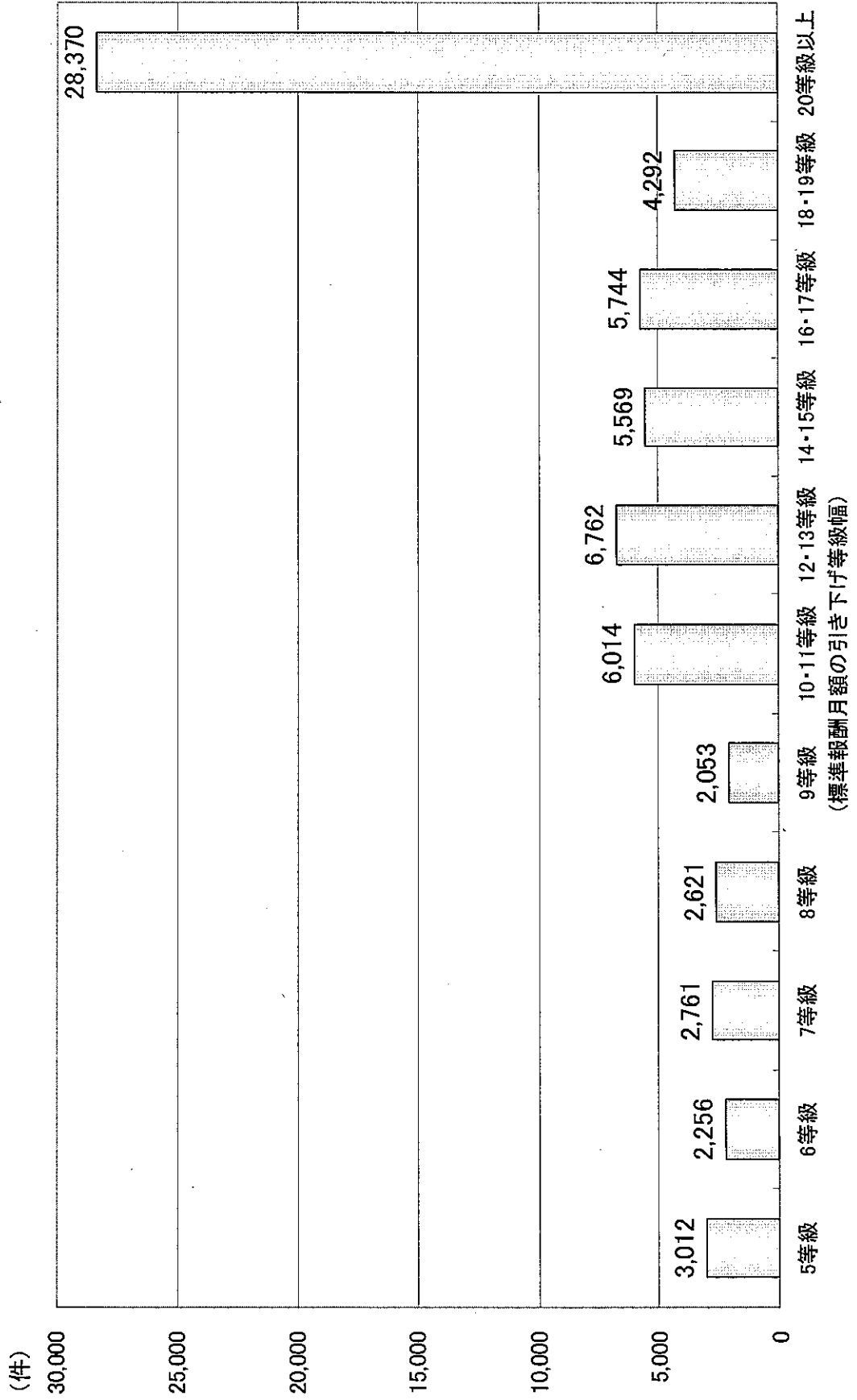
ーメールアドレス（調査員直通）【無休、24時間受付】

（メールアドレス略）

※セキュリティ・ポリシーの関係から、添付ファイルを開封することができませんので、資料等はファックスして頂くようお願い申し上げます。

標準報酬月額引き下げ等級幅分布

※不適正な処理の可能性がある記録6,9万件



標準報酬月額引き下げ等級幅
と遡及期間のクロス分布

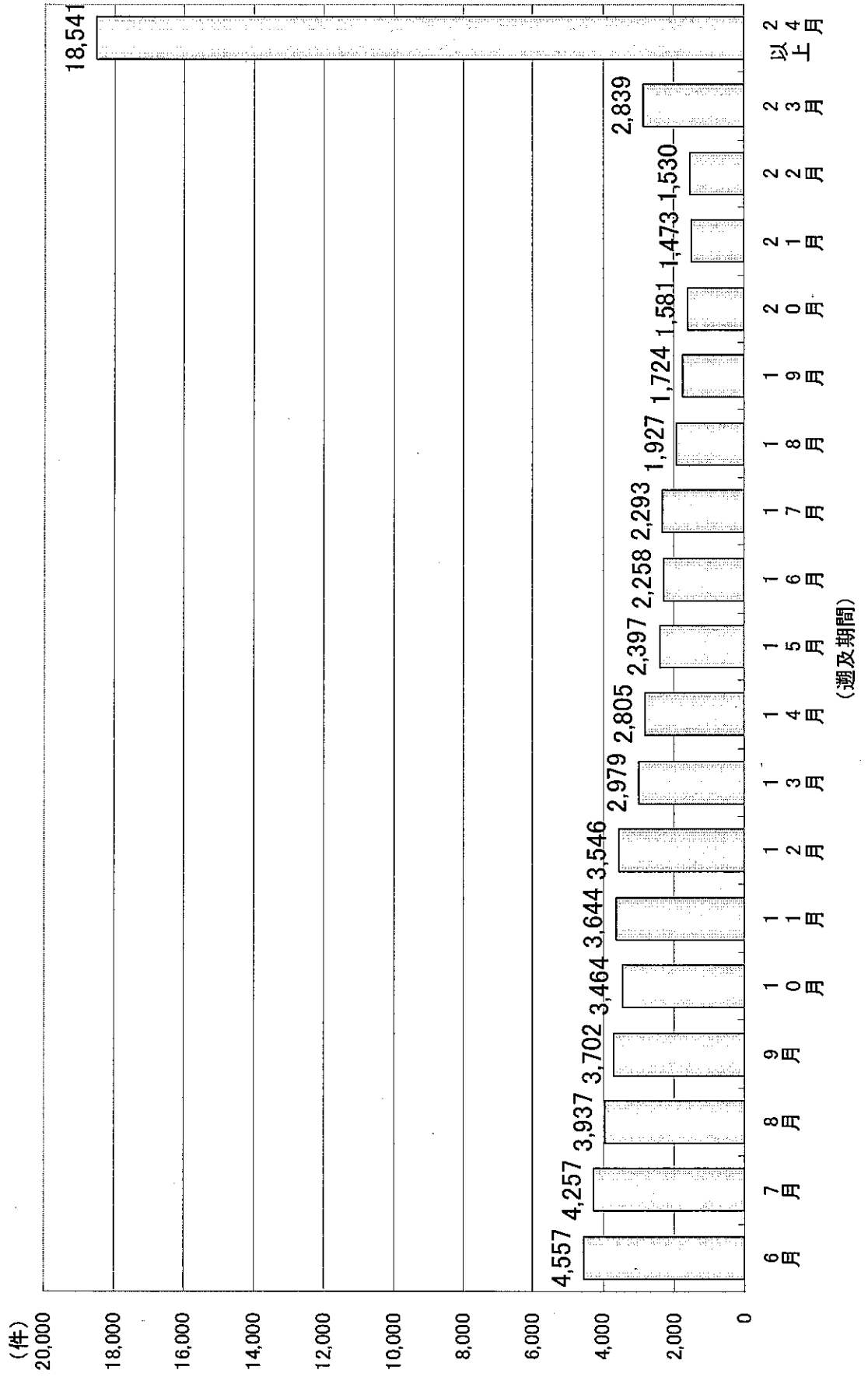
※不適正な処理の可能性のある記録6.9万件

	遡及期間												24月 以上	総計						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月			18月	19月	20月	21月	22月	23月
5等級	288	223	216	181	182	175	170	108	137	86	80	71	90	64	64	52	44	85	696	3,012
6等級	188	211	160	147	115	103	116	101	103	79	62	61	63	48	41	32	37	81	508	2,256
7等級	273	225	181	189	134	168	149	117	107	96	75	63	61	72	37	47	39	93	635	2,761
8等級	228	223	192	142	151	146	145	124	113	105	66	93	60	61	42	50	55	120	505	2,621
9等級	184	143	140	124	114	110	113	94	94	83	73	74	45	46	38	45	33	62	438	2,053
10・11等級	521	494	413	395	359	375	329	290	231	186	176	273	137	137	117	116	98	210	1,157	6,014
12・13等級	517	475	433	425	386	367	411	286	291	257	217	252	160	166	137	142	136	258	1,446	6,762
14・15等級	385	390	387	352	272	313	311	274	240	239	181	200	175	138	131	86	103	224	1,168	5,569
16・17等級	384	377	347	339	316	349	282	245	242	212	210	180	149	144	132	106	155	237	1,338	5,744
18・19等級	246	268	264	221	204	266	214	185	172	156	149	150	128	110	120	91	113	172	1,063	4,292
20等級以上	1,343	1,228	1,204	1,187	1,231	1,272	1,306	1,155	1,075	898	909	876	859	738	722	706	717	1,297	9,587	28,370
総計	4,557 (6.6%)	4,257 (6.1%)	3,937 (5.7%)	3,702 (5.3%)	3,464 (5.0%)	3,644 (5.2%)	3,546 (5.1%)	2,979 (4.3%)	2,805 (4.0%)	2,397 (3.5%)	2,258 (3.3%)	2,293 (3.3%)	1,927 (2.8%)	1,724 (2.5%)	1,581 (2.3%)	1,473 (2.1%)	1,530 (2.2%)	2,839 (4.1%)	18,541 (26.7%)	69,454 (100.0%)

標準報酬月額引き下げの等級幅

遡及期間別分布

※不適正な処理の可能性のある記録6.9万件



都道府県別、年別分布

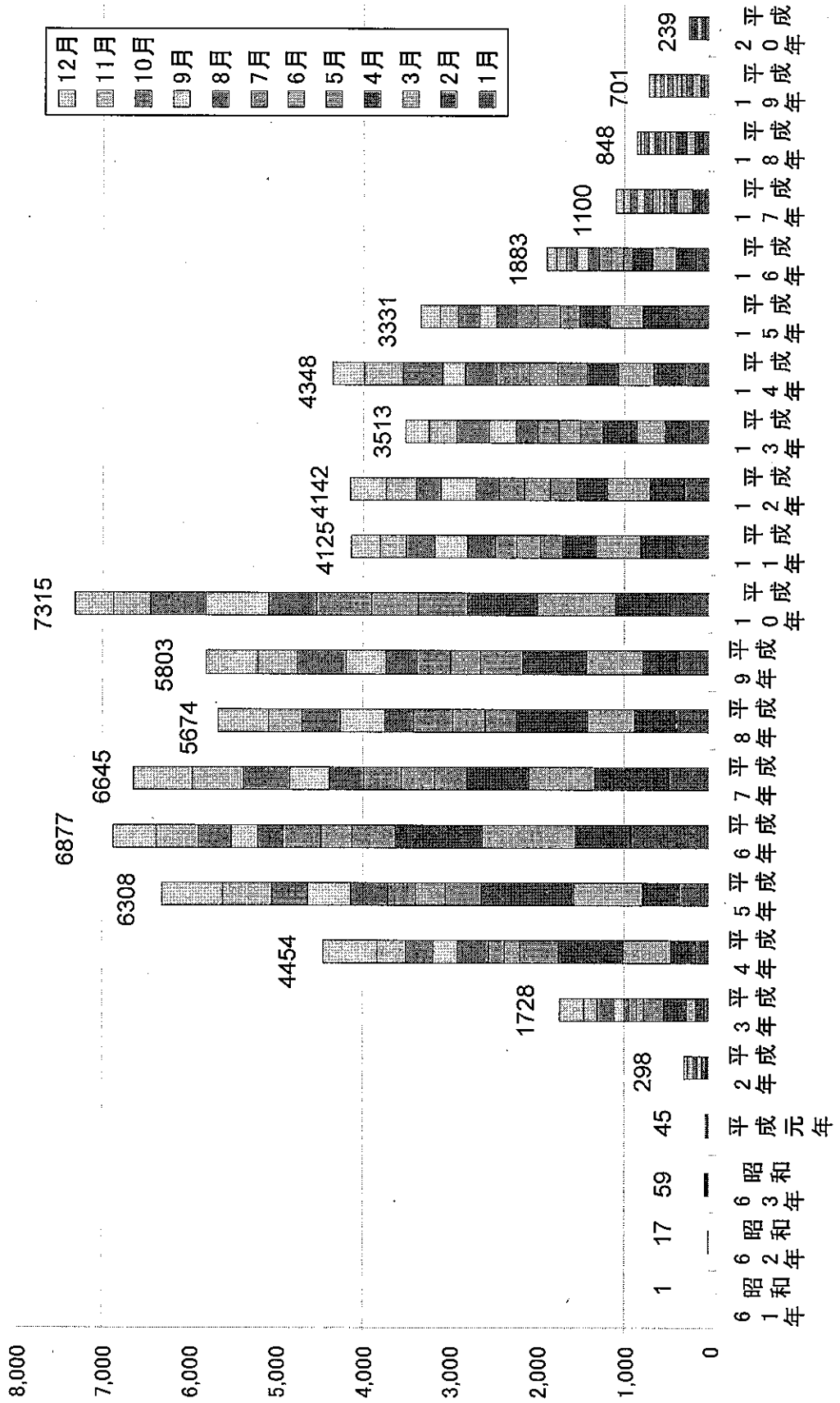
※不適正な処理の可能性がある記録6.9万件

都道府県名	S61	S62	S63	S64/H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	総計	
北海道	0	0	0	0	4	17	35	26	114	519	121	147	179	151	123	194	192	218	86	32	37	26	12	2,233	
青森	0	0	0	0	1	9	0	1	0	3	0	1	3	4	4	0	4	10	10	11	4	5	4	0	70
岩手	0	0	0	0	2	5	1	1	2	7	11	26	22	24	30	38	47	51	39	9	13	3	2	333	
宮城	0	0	0	0	0	9	26	6	28	10	4	14	9	16	12	27	19	17	7	7	8	10	2	231	
秋田	0	0	0	3	1	29	12	21	48	35	22	52	81	52	122	105	159	87	48	41	23	5	0	946	
山形	0	0	0	1	1	1	3	2	1	0	2	3	6	3	4	12	13	4	8	2	2	1	1	70	
福島	0	1	0	1	1	1	0	5	9	15	12	11	11	6	8	6	3	6	2	3	6	7	0	114	
茨城	0	0	0	0	0	3	2	5	5	13	11	149	269	121	75	75	156	56	51	47	28	8	2	1,076	
栃木	0	0	0	0	0	2	4	3	94	37	88	163	399	181	272	92	91	24	7	2	5	5	5	1,474	
群馬	0	0	0	0	3	2	18	45	84	143	90	73	141	79	121	74	93	38	37	22	22	8	4	1,097	
埼玉	0	0	1	1	7	56	157	281	543	492	444	486	888	346	123	36	69	40	44	16	15	33	6	4,084	
千葉	0	0	0	0	1	10	14	4	17	33	21	14	47	40	25	63	57	29	29	17	10	21	4	456	
東京	0	0	0	0	180	1,279	3,406	4,428	4,532	3,439	2,926	2,763	3,137	1,822	1,833	1,416	1,631	1,107	628	241	222	174	61	35,310	
神奈川	1	0	4	0	16	55	87	214	146	354	272	201	195	58	44	80	176	344	87	27	24	28	14	2,427	
新潟	0	0	0	0	3	10	3	8	22	24	12	30	53	34	66	65	31	9	7	5	4	4	2	393	
富山	0	0	0	0	1	0	1	1	1	3	0	3	6	2	3	5	7	3	3	2	10	8	4	1	61
石川	0	0	0	0	0	1	0	1	5	13	8	16	25	9	6	12	18	12	9	3	2	2	0	147	
福井	0	0	0	0	0	6	12	28	29	20	8	28	51	13	10	3	11	5	7	7	8	9	3	258	
山梨	0	0	0	0	1	4	32	30	39	67	70	84	132	63	80	61	147	120	92	86	62	5	0	1,231	
長野	0	0	0	0	1	9	7	12	62	104	69	76	90	121	174	175	327	317	143	129	63	45	1	1,935	
岐阜	0	0	0	0	0	1	1	5	4	3	16	55	75	42	21	11	12	45	32	14	7	4	0	348	
静岡	0	0	1	0	3	6	51	125	128	99	156	110	132	99	157	91	112	143	64	41	23	14	1	1,556	
大阪	0	0	1	2	13	82	386	630	423	356	325	321	344	185	224	210	230	122	110	63	62	75	17	4,181	
兵庫	0	0	1	1	2	11	8	7	83	155	28	18	15	15	20	35	30	26	19	14	13	25	10	528	
愛知	0	3	0	6	6	19	44	95	157	233	179	164	67	66	42	107	41	40	24	29	28	28	1	1,573	
三重	0	0	0	0	1	2	4	27	44	22	18	33	45	26	17	28	27	23	14	38	12	9	2	382	
滋賀	0	0	0	0	3	1	3	2	9	3	1	0	6	8	1	18	14	8	4	4	5	1	3	97	
京都	0	0	0	0	7	9	21	90	55	42	27	22	21	39	24	60	37	21	24	18	16	16	8	557	
奈良	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	4	1	10	9	12	11	13	14	7	5	1	1	1	102	
和歌山	0	0	0	0	0	1	2	2	2	5	52	27	12	14	15	31	31	18	11	7	8	2	1	240	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	4	14	9	9	12	25	11	5	4	1	4	4	3	2	2	2	111	
島根	0	0	0	0	0	0	3	7	2	2	3	0	2	5	3	2	4	2	3	3	2	3	2	48	
徳島	0	0	0	0	1	2	1	4	2	10	28	21	29	29	13	13	9	8	8	11	8	7	1	206	
岡山	0	0	0	0	5	7	14	19	20	25	21	34	49	11	24	27	91	53	28	17	9	13	5	472	
広島	0	0	0	0	0	2	1	2	2	2	3	5	5	5	8	5	7	11	6	1	1	9	2	71	
山口	0	0	0	0	2	1	0	4	0	9	39	9	8	3	4	3	5	11	6	4	3	0	1	111	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	9	8	3	3	3	4	3	5	11	6	4	3	0	111	
香川	0	0	0	0	1	1	0	2	14	9	4	0	18	40	38	20	10	6	2	1	1	5	2	175	
愛媛	0	0	0	0	3	25	33	74	119	102	86	96	152	131	194	139	192	133	72	51	23	15	3	1,643	
高知	0	0	1	1	0	0	3	4	5	1	3	0	2	1	1	1	1	2	5	10	0	3	2	59	
福岡	0	0	0	0	2	4	5	31	29	227	88	50	66	38	45	52	102	30	18	20	28	17	11	887	
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	6	6	6	4	3	14	8	3	14	9	1	4	3	82	
佐賀	0	0	0	0	3	1	2	5	15	40	99	153	97	18	7	13	2	5	5	15	9	5	2	497	
熊本	0	0	0	0	2	5	3	3	0	1	29	39	49	18	7	18	5	13	9	9	2	6	4	222	
大分	0	0	0	1	1	3	1	1	1	55	42	86	75	62	57	11	19	11	15	1	5	7	0	454	
宮崎	0	0	0	0	2	1	4	2	3	5	2	54	14	7	7	2	2	15	3	5	1	6	0	138	
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	92	177	68	49	29	60	21	10	9	5	7	4	564	
沖縄	0	0	0	0	2	6	4	13	16	3	7	6	11	15	14	22	18	31	12	7	6	6	5	204	
総計	1	17	59	45	268	1,728	4,454	6,908	6,877	6,645	5,674	5,803	7,315	4,125	4,142	3,513	4,348	3,331	1,883	1,100	848	701	239	69,454	

※暦年単位

発生年別分布

※不適正な処理の可能性がある記録6.9万件



※暦年単位

6.9 万件のデータ分析からみた特徴

1. 調査方法

- ①オンラインシステム導入以降(S61.3)、標準報酬月額を遡及訂正された可能性が高いとされる6.9万件の年金記録を、社会保険事務所別に、発生月でプロットした。
- ②6.9万件は4.2万件の事業所分であるため、そのデータを、同様に発生月でプロットした。また、4.2万件のうち該当者が1名の2.8万件と複数いる1.3万件に分けた。
- ③それらの表を用いて、得られる特徴を整理した。

2. 見られる特徴

(1) オンライン導入初期に、複数の件数を遡及訂正している事務所

- <S62.5> 都城
- <S62.11> 港
- <S62.12> 名古屋西
- <S63.2> 渋谷
- <S63.4> 港、荒川
- <S63.8> 墨田
- <S63.10> 足立
- <S63.11> 千代田
- <H1.3> 中央
- <H2.1> 中央
- <H2.7> 葛飾、天王寺
- <H2.8> 神田、江東、新宿、渋谷、広島東
- <H2.9> 前橋、足立、江戸川、新宿、渋谷、世田谷、京都南、佐世保
- <H2.10> 港、江東、小田原、新潟東、長野北、松山西
- <H2.11> 川越、所沢、千代田、港、中央、新宿、杉並、品川、練馬、港北、甲府
- <H2.12> 千代田、港、新宿、品川、横浜西、小諸、中村

(2) 年別の発生割合が高い事務所

- 港、新宿、渋谷
- 小諸、松山西、松山東(定常業務の年間処理件数に比べて、件数が多い事務所)

(3) 年間500件以上の事案が発生している事務所

- 港、渋谷、品川

(4) 平成10年10月までは継続的に発生していたが、蒲田事務所の不正行為が明らかとなった11月から急激に件数が減っている事務所

- <抽出条件>「平成10年11月の件数が、同年10月の5割以下」かつ
「平成10年10月までの合計が、現在までの合計の6割以上」

札幌北<北海道>、渋谷<群馬>、宇都宮西<栃木>、所沢、春日部<埼玉>、足立、板橋、杉並、渋谷、品川<東京>、横浜南、横浜西<神奈川>、大手前、堀江、今里<大阪>、宮崎<宮崎>

(5) 平成16年4月までは継続的に発生していたが、目的外閲覧の対策が実施された5月から急激に件数が減っている事務所

＜抽出条件＞「平成16年5月以降の合計が、現在までの合計の3%未満(全国平均:7.3%)」
※合計が1桁の事務所は除く。

浦和<埼玉>(10件;1.9%)、川越<埼玉>(14件;2.8%)、神田<東京>(14件;2.0%)、日本橋<東京>(10件;1.2%)、上野<東京>(10件;1.2%)、文京<東京>(14件;2.1%)、新宿<東京>(42件;2.9%)、渋谷<東京>(61件;2.9%)、世田谷<東京>(19件;2.3%)、八王子<東京>(11件;1.4%)

(6) 1事業所に2名以上の該当者がいる割合が高い事務所

※6.9万件の記録を事業所数で見ると4.2万件となる。2名以上いるのは、1.3万事業所である(全国平均:31.5%)。その割合が多い事業所

＜抽出条件＞「2名以上の処理が行われた事務所数が全体4割以上」かつ
「処理件数が50件以上」

日立<茨城>(63件;52.3%)、水戸北<茨城>(69件;42.5%)、宇都宮西<栃木>(148件;41.0%)、栃木<栃木>(164件;46.6%)、大宮<埼玉>(244件;42.2%)、春日部<埼玉>(228件;42.6%)、所沢<埼玉>(136件;40.9%)、上野<東京>(513件;41.0%)、足立<東京>(254件;42.0%)、荒川<東京>(124件;43.9%)、竜王<山梨>(98件;44.9%)、笠寺<愛知>(51件;46.3%)、豊橋<愛知>(67件;41.2%)

以上

徴収決定済額の推移(社会保険庁資料)(出納整理期間の4月分) (単位:円)

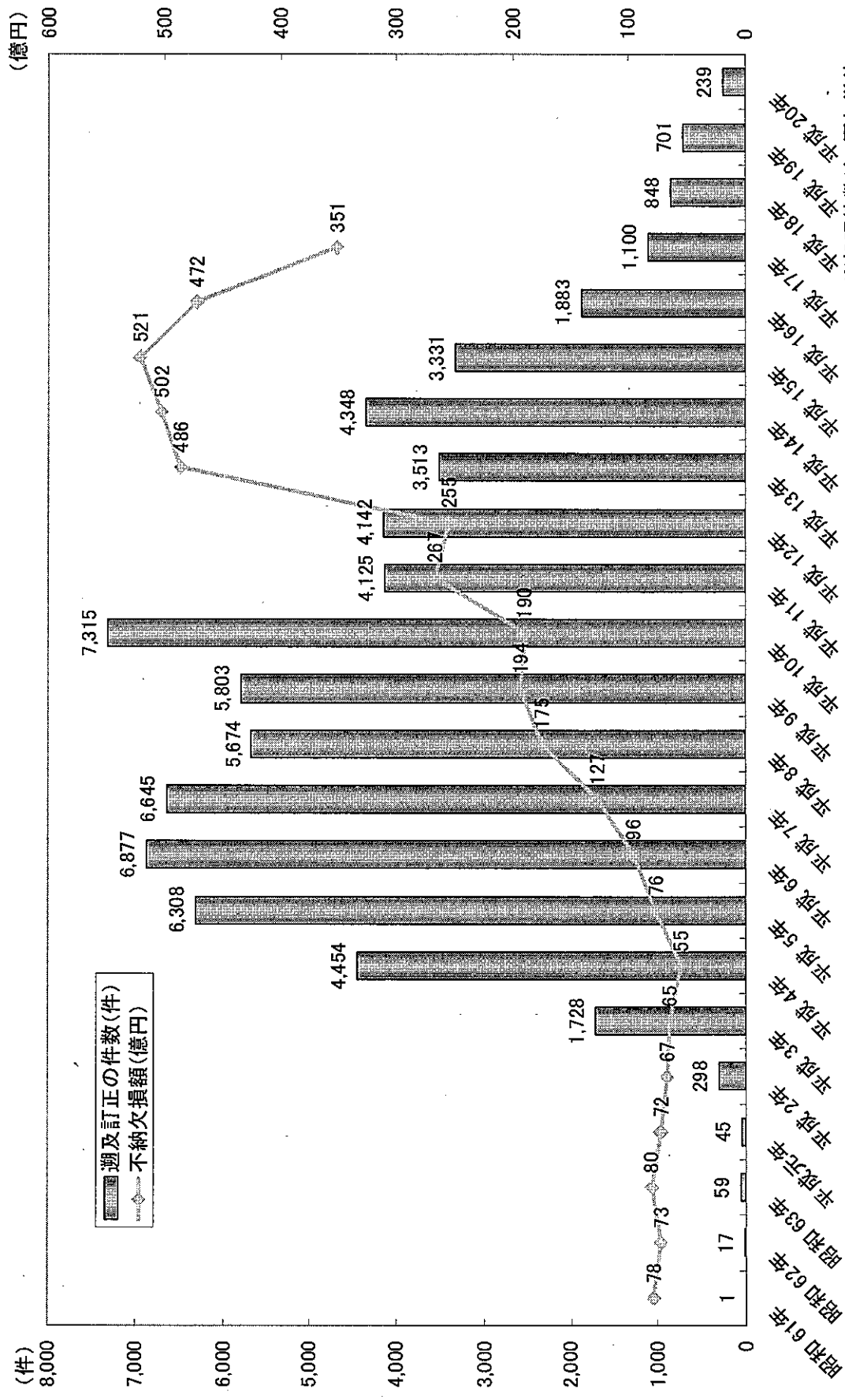
	10'	11'	12'	13'	14'	15'	16'	17'	18'	19'
都道府県										
北海道	11.04	12.04	13.04	14.04	15.04	16.04	17.04	18.04	19.04	20.4
青森	-14,922,304	-13,498,391	-15,221,502	-32,390,437	-20,799,886	-15,500,802	-6,773,722	-8,732,241	22,236,600,779	-16,439,771
岩手	-1,078,671	-7,957,175	-12,426,764	-1,874,727	-156,150	0	-253,411	-672,299	5,413,864,341	-226,734
宮城	-3,013,001	-3,951,983	-6,275,338	-4,351,706	-13,284,815	-2,828,769	-2,754,987	-870,064	6,020,313,572	-696,709
秋田	-11,993,259	-4,716,665	-1,440,871	-11,720,966	-5,821,344	-1,417,673	-2,011,031	-3,256,116	11,847,306,436	-5,064,393
山形	-534,052	-5,789,348	-5,533,633	-21,311,683	-12,216,008	-6,460,076	-453,429	-1,934,868	5,533,587,719	-473,257
福島	-1,429,629	-678,385	-1,013,240	-4,999,229	-2,554,303	-146,664	-1,909,517	-451,943	6,613,057,168	-602,733
茨城	-1,908,888	-2,588,620	-2,800,290	-2,638,241	-4,178,791	-4,941,736	-1,666,480	-2,632,505	9,503,589,082	-4,882,796
栃木	-13,147,810	-7,974,060	-1,711,128	-3,641,071	-11,531,157	-1,559,368	-6,394,598	-10,929,956	10,698,629,026	-76,179
群馬	-43,245,015	-86,393,524	-25,343,707	-7,053,601	-1,733,959	-2,182,272	-694,748	-1,464,598	10,175,354,282	-1,046,826
埼玉	-7,260,017	-17,733,241	-3,775,360	-17,055,616	-11,118,787	-5,920,274	-3,405,314	-6,775,189	10,612,418,268	-16,088,351
千葉	-68,576,699	-32,916,554	-8,338,211	-22,639,146	-14,946,331	1,250,853	-4,062,975	-3,829,228	25,261,897,098	-14,517,265
東京	-15,110,978	-13,482,685	-9,603,474	-13,374,102	-12,822,270	-6,663,541	-3,741,609	-4,251,593	20,229,512,355	-8,287,232
神奈川	-434,025,141	-458,074,275	-510,559,131	-355,328,534	-265,272,792	-135,907,024	-69,618,482	-73,157,722	220,250,559,617	353,003,288
新潟	-20,747,519	-29,773,919	-24,349,493	-26,527,607	-79,561,636	-18,713,498	-6,155,359	-6,778,075	37,310,350,086	-14,638,409
富山	-2,969,973	-4,749,631	-6,457,941	-4,681,377	-3,226,435	-1,751,733	-1,039,193	-1,961,173	14,652,685,441	-1,438,575
石川	-31,230	-1,067,025	-1,535,128	-14,510	-734,946	-480,032	-293,435	-376,505	8,852,442,502	-630,633
福井	-1,649,985	-853,620	-2,586,292	-2,820,798	-1,961,591	-752,601	-3,931,907	-239,752	7,840,958,749	-839,605
山梨	-1,744,022	-3,371,553	0	-404,601	-207,506	-415,385	-856,191	-901,680	5,715,464,054	-3,251,209
長野	-8,812,346	-14,479,480	-17,543,730	-13,390,975	-24,758,562	-9,036,947	-3,351,556	-7,017,319	3,973,116,382	-602,691
岐阜	-11,903,961	-41,949,193	-43,048,030	-26,914,883	-30,489,725	-13,929,824	-25,223,021	-30,346,930	11,968,648,852	-1,866,295
静岡	-1,993,862	-3,986,505	-1,262,386	-2,990,253	-1,039,065	-3,300,486	-2,122,688	-3,000,941	9,980,086,316	-1,270,513
愛知	-13,531,599	-23,939,862	-7,626,713	-7,240,477	-21,973,927	-3,040,061	-8,765,405	-5,710,695	22,219,671,493	-3,091,832
三重	-12,419,130	-20,867,339	-22,849,888	-11,806,451	-26,356,038	-11,376,601	-14,031,607	-8,961,393	45,848,245,233	-5,883,540
滋賀	-2,985,357	-6,644,008	-3,611,416	-4,022,276	-4,862,511	-683,616	-3,384,368	-2,982,973	9,079,659,579	-878,764
京都	-437,220	-1,686,048	-1,434,436	-5,800,525	-106,182	-1,259,950	-970,282	-1,869,200	7,460,664,259	-919,090
大阪	-23,674,981	-16,916,901	-22,030,338	-26,391,415	-9,098,183	-6,393,163	-2,694,420	-2,718,171	12,618,104,805	-5,134,924
兵庫	-46,709,408	-56,480,587	-54,209,083	-35,575,102	-39,316,600	-31,306,573	-25,219,213	-34,690,496	72,750,089,144	-12,462,372
奈良	-8,714,677	-11,022,744	-28,599,505	-13,083,187	-6,984,703	-5,213,807	-6,315,425	-7,110,528	23,174,437,507	-10,735,472
和歌山	-7,593,685	-1,119,769	-6,402,844	-8,787,428	-4,194,189	-1,579,646	-1,415,605	-1,571,824	4,351,472,036	-290,422
鳥取	-673,575	-747,438	-5,697,393	-1,426,568	-1,845,693	-3,167,547	-603,776	-2,067,121	4,478,861,501	-2,507,924
島根	-71,135	-854,947	-580,184	-191,197	-1,346,360	-1,674,459	-288,647	-271,182	3,121,801,285	-71,080
岡山	-1,186,740	-1,580,085	-4,959,696	-2,388,748	-37,596	0	-198,988	-1,487,660	3,694,548,646	-999,931
広島	-5,812,597	-2,494,236	-4,120,625	-5,077,651	-5,068,453	-5,530,284	-2,494,104	-1,233,176	11,322,565,289	-1,541,944
山口	-13,015,874	-5,329,039	-14,992,509	-9,113,261	-13,307,450	-8,504,183	-3,788,092	-6,554,176	18,576,706,982	-7,008,299
徳島	-895,295	-1,286,676	-976,987	-2,377,569	-486,147	-209,236	-1,458,775	-746,688	8,032,292,280	-783,688
香川	-170,030	-3,030,410	-970,399	-2,494,865	-995,543	-1,348,334	-1,196,944	-3,143,331	4,262,437,193	-971,207
愛媛	-5,128,965	-4,974,939	-2,973,643	-2,053,199	-2,595,213	-1,862,289	-293,225	-2,508,231	7,973,452,523	-695,575
高知	-5,544,713	-32,409,507	-12,174,842	-15,118,023	-20,153,558	-6,899,614	-6,145,744	-1,856,433	9,448,899,260	-1,019,578
福岡	-240,124	-68,706	-1,705,505	-1,929,315	826,211	-485,763	-34,651	-169,578	3,967,793,016	-130,465
佐賀	-17,580,547	-17,060,090	-49,557,544	-7,737,406	-8,276,440	-3,154,622	-5,114,997	-9,604,051	29,647,200,033	-4,814,722
熊本	-577,755	-829,330	-1,659,394	-589,427	-749,144	-96,144	-1,193,785	-742,306	4,019,721,650	-714,216
鹿嶋	-6,981,293	-1,227,339	-2,051,811	-4,224,725	-3,499,842	-3,235,301	-4,269,083	-8,101,856	6,023,382,180	-3,276,553
大分	-1,393,775	-265,345	-545,484	-6,482,960	-440,147	-884,871	-13,655	-572,253	9,201,484,692	-1,161,623
宮崎	-12,058,724	-8,174,108	-3,223,283	-3,588,932	-2,107,395	-3,206,096	-1,738,682	-1,141,246	5,941,275,967	-380,925
鹿児島	-6,805,887	-898,730	-2,082,281	-897,342	-631,193	-1,276,239	-842,887	-2,536,707	5,894,958,849	-864,808
沖縄	-5,274,400	-3,982,519	-666,587	-4,530,779	-1,147,529	-908,344	-401,430	-2,181,760	7,105,102,866	-3,984,431
全国計	-38,170	-1,918,910	-5,868,117	-1,320,361	-1,430,645	-405,770	-583,972	-1,163,547	5,826,658,647	-4,140,083
	-865,604,018	-981,995,444	-962,396,066	-760,413,152	-693,851,385	-333,390,455	-240,201,415	-278,276,027	810,731,928,830	185,593,648

不納欠損額の推移

都道府県別	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総数	12,682,846	17,528,582	19,415,382	1,899,855	26,672,641	25,519,148	48,604,253	50,228,591	52,090,675	47,181,026	35,067,321
北海道	715,327	997,042	678,911	975,932	1,234,949	1,049,302	1,546,952	1,869,008	2,158,205	1,682,422	2,118,853
青森	78,109	144,292	189,014	61,044	177,272	366,242	434,428	763,057	737,043	661,232	508,648
岩手	87,882	393,432	60,292	217,918	189,588	330,477	386,089	415,657	728,651	225,031	283,086
宮城	365,204	647,711	442,669	412,516	375,315	609,300	389,445	1,024,430	1,393,301	2,480,206	653,921
秋田	61,005	32,262	34,566	35,570	80,225	105,825	101,638	120,860	121,171	89,213	44,341
山形	41,606	56,460	52,480	55,187	62,228	95,271	248,874	56,895	122,011	266,340	305,094
福島	342,666	845,928	456,811	608,853	407,114	440,537	423,726	600,244	908,305	657,229	710,248
茨城	393,281	536,748	714,450	839,849	1,201,956	735,119	661,091	1,516,726	2,942,967	1,934,964	718,198
栃木	229,151	379,214	135,284	329,405	376,591	530,860	366,127	232,699	440,424	283,972	378,089
群馬	16,282	26,879	21,884	20,276	52,177	101,409	99,282	148,047	216,437	275,300	294,363
埼玉	227,044	487,535	366,751	363,963	503,479	781,255	1,563,484	1,961,148	2,938,451	731,081	224,979
千葉	1,199,415	1,763,879	840,549	1,288,085	1,165,885	1,209,146	972,138	1,620,753	1,153,400	1,564,890	888,827
東京	275,632	718,928	966,281	948,840	3,421,286	888,102	6,253,842	4,402,686	6,260,597	7,649,484	2,667,313
神奈川	985,363	951,969	950,546	1,243,336	1,409,932	1,020,134	1,466,602	2,513,642	2,913,151	1,384,403	965,182
新潟	195,771	221,017	277,980	311,959	407,942	638,074	830,815	1,052,757	955,808	685,866	596,941
富山	29,003	89,983	33,644	72,967	244,409	108,378	265,174	501,119	655,106	330,342	382,953
石川	49,681	157,221	200,083	321,319	385,738	279,075	415,878	379,003	406,748	217,855	447,682
福井	31,254	10,982	50,668	26,703	39,029	57,887	55,167	47,392	48,084	53,816	67,032
山梨	1,545	5,942	5,942	5,069	8,944	6,300	17,596	34,989	158,103	109,991	24,223
長野	76,667	107,454	88,347	131,575	175,407	169,180	282,388	333,769	349,695	372,938	256,250
岐阜	101,881	52,486	51,522	89,614	161,449	175,765	114,543	196,737	300,251	375,047	337,882
静岡	166,792	278,976	432,574	389,875	574,484	644,631	749,122	1,478,780	1,230,287	899,737	704,271
愛知	553,452	835,864	791,125	817,148	1,112,489	1,397,469	1,019,323	1,565,052	2,073,803	2,282,367	2,126,139
三重	120,376	185,855	255,364	215,666	254,611	371,207	958,681	2,663,869	626,127	412,764	293,521
滋賀	19,243	37,211	46,564	20,067	42,123	107,311	217,100	108,347	227,418	607,189	70,620
京都	581,443	1,195,010	1,480,949	364,320	418,631	772,636	738,334	1,280,266	1,480,110	1,246,474	992,520
大阪	1,480,617	1,762,289	3,349,895	1,687,807	3,626,229	3,418,748	16,345,063	5,589,891	6,753,353	5,814,113	4,383,048
兵庫	1,043,090	1,229,163	3,352,481	1,806,411	1,834,798	2,239,191	2,230,724	5,203,333	3,852,615	3,646,919	3,186,244
奈良	48,883	14,523	182,816	182,021	305,035	505,270	216,868	326,948	432,507	483,001	293,422
和歌山	82,209	65,777	194,624	130,565	130,180	209,387	588,563	252,451	336,243	176,285	301,550
鳥取	16,003	33,453	64,300	42,172	167,245	231,297	365,064	330,524	312,038	233,751	425,268
島根	38,737	145,269	61,588	68,833	127,473	128,910	194,876	261,257	217,096	270,257	412,557
岡山	407,928	660,281	371,526	435,240	496,757	521,898	535,742	830,343	688,774	681,482	705,944
広島	204,246	424,964	519,240	477,783	1,104,948	1,091,965	1,537,344	4,041,439	1,575,970	1,973,988	2,146,859
山口	49,402	51,016	82,269	88,674	108,051	187,294	231,567	352,692	339,268	254,853	224,374
徳島	98,888	208,342	216,918	250,553	250,902	143,273	155,463	481,882	391,549	174,518	301,028
香川	33,061	49,113	30,592	94,384	154,202	141,525	211,821	444,513	217,847	135,181	171,807
愛媛	34,119	14,851	39,687	160,305	96,855	205,889	266,352	223,927	608,187	372,153	364,152
高知	104,288	120,998	170,534	89,902	50,660	121,822	141,542	233,113	408,142	440,298	342,021
福岡	867,644	1,033,846	710,300	1,083,063	1,378,274	1,364,019	1,736,780	2,295,465	2,063,274	1,849,286	1,531,842
佐賀	45,240	94,735	75,574	187,745	229,160	290,827	179,420	235,865	278,319	398,367	163,021
長崎	530,176	191,590	97,516	176,387	152,677	255,501	428,508	582,807	792,536	655,739	371,645
熊本	211,945	239,673	269,120	326,867	359,134	317,593	315,513	339,197	468,689	557,913	536,385
大分	94,594	80,078	78,924	80,626	201,732	128,225	352,981	344,869	459,318	300,202	107,454
宮崎	72,934	125,939	95,138	272,187	199,310	632,039	544,173	514,525	266,915	310,547	199,899
鹿児島	197,748	513,516	645,416	623,093	965,251	478,893	699,136	568,788	379,910	291,405	651,098
沖縄	130,976	200,889	161,673	295,284	237,543	172,337	255,183	210,535	222,569	206,966	110,587

不納欠損額との関係

※不適正な処理の可能性のある記録6,9万件



※処理件数は、暦年単位
不納欠損額は、事業年度単位

幹部職員に対する書面調査項目

- ① 年金記録の不適正な遡及訂正（標準報酬月額、加入期間など事項を問わない。以下同じ）が行われていることを知っているか。
【知っているとする場合】
 - ア 自ら行った経験があるか
 - イ 他者により行っている事例を知っているか。
 - ウ 経験あるいは知ったのは、いつ、どのような経緯によるものか。
- ② 社会保険庁職員（職位を問わない。以下同じ）から事業主等への働きかけ（積極的、抽象的、示唆などの程度を問わない）はあったか。
- ③ 自らの経験や他者の具体的な事例を知らないとして、不適正な遡及訂正はあったと思うか。思うのであれば、その理由は何か。
- ④ 年金記録の不適正な遡及訂正は、社会保険庁職員による組織的な行為によるものと考えるか。考えるとすれば、その理由は何か。考えていないとすれば、その理由は何か。
- ⑤ 不適正な遡及訂正が行われていた原因について、どのように考えるか。
- ⑥ 厚生労働省、社会保険庁として、不正防止の対策を講じてきたと思うか。
- ⑦ 厚生労働省、社会保険庁において、人事の在り方を含め、内部管理体制に問題はなかったか。問題があると考えるのであれば、どのような点か。
- ⑧ 今回の年金記録の不適正な遡及訂正等に関し、厚生労働省等の幹部職員としてどのように考えているか。また、幹部職員として今後何をなすべきと考えているか。
- ⑨ 今回のような調査に、厚生労働省職員は協力すべきと考えているか。

幹部職員に対する書面調査への回答状況

回答状況表の印の意味は、それぞれ次のとおり。

- 社会保険庁の勤務経験の有無（現職の社会保険庁幹部については割愛）
 - : 勤務経験あり（併任を含む。）
 - × : 勤務経験なし

- ① 年金記録の不適正な遡及訂正（標準報酬月額、加入期間など事項を問わない。以下同じ）が行われていることを知っているか。
 - : 具体的事案を知っている。
 - △ : 報道、調査結果等により知っている。
 - : 知らない

- ② 社会保険庁職員（職位を問わない。以下同じ）から事業主等への働きかけ（積極的、抽象的、示唆などの程度を問わない）はあったか。
 - : 具体的事案を知っている。
 - △ : 報道、調査結果等によりあったと考えている。
 - × : なかったと考えている。
 - : 知らない。

- ③ 自らの経験や他者の具体的な事例を知らないとして、不適正な遡及訂正はあったと思うか。思うのであれば、その理由は何か。
 - : 具体的事案を知っている。
 - △ : 報道、調査結果等によりあったと考えている。
 - × : なかったと考えている。
 - : 知らない

- ④ 年金記録の不適正な遡及訂正は、社会保険庁職員による組織的な行為によるものと考えるか。考えるとすれば、その理由は何か。考えていないとすれば、その理由は何か。
 - △ : 組織的な行為によるものとする。
 - × : 組織的な行為によるものと考えない。
 - : 知らない

- ⑤ 不適正な遡及訂正が行われていた原因について、どのように考えるか。
 - : 原因と考えられるものについてのコメントがあるもの
 - : 分からない

⑥ 厚生労働省、社会保険庁として、不正防止の対策を講じてきたと思うか。

○ : 講じてきたと考える。

× : 講じてきていない、不十分であったと考える。

△ : その他

— : 分からない

⑦ 厚生労働省、社会保険庁において、人事の在り方を含め、内部管理体制に問題はなかったか。問題があると考えるのであれば、どのような点か。

○ : 問題はなかったと考える。

× : 問題はあったと考える。

— : 分からない

厚生労働省幹部職員からの回答(順不同)

	社保庁 勤務経験	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	×	—	—	△	△	—	×	×
2	×	△	—	—	—	—	—	—
3	×	△	—	△	×	—	○	×
4	○	△	△	△	△	○	×	×
5	×	—	—	—	—	—	—	—
6	×	—	—	—	—	—	—	—
7	×	△	—	△	△	○	×	×
8	×	—	—	△	—	—	—	×
9	×	△	—	△	△	○	×	×
10	○	△	—	—	△	○	○	×
11	×	—	—	—	—	—	—	—
12	×	—	—	—	—	—	○	—
13	×	—	—	—	—	—	—	—
14	×	△	—	—	—	○	×	—
15	×	△	—	—	—	—	—	—
16	×	△	—	—	—	—	—	—
17	×	—	—	—	—	—	—	—
18	×	—	—	—	—	—	—	×
19	○	—	—	—	—	—	○	×
20	○	△	△	—	—	—	—	—
21	○	△	—	×	×	—	×	×
22	×	—	—	—	—	—	—	—
23	○	△	—	×	—	○	×	×
24	×	—	—	—	—	—	—	—
25	×	—	—	△	—	—	×	×
26	×	△	△	△	△	—	—	—
27	○	△	—	△	—	—	—	×
28	×	—	—	—	—	—	×	×
29	×	—	—	△	—	○	○	×
30	○	—	—	×	×	—	○	×
31	×	—	—	△	—	—	×	—
32	×	△	—	△	—	—	—	×
33	○	△	—	—	—	—	—	×
34	○	△	△	△	—	—	×	×
35	○	△	—	—	—	○	—	×
36	○	—	—	—	×	○	—	×
37	×	△	△	—	—	—	—	—
38	×	—	—	△	—	—	○	×
39	○	△	—	△	—	○	×	—
40	○	△	—	△	—	○	×	×
41	○	—	—	△	△	○	×	×
42	○	△	—	—	—	—	—	—
43	×	△	—	△	—	○	×	×
44	×	△	—	—	—	—	—	—
45	○	△	—	△	—	—	×	×
46	×	—	—	△	△	○	×	×
47	○	—	—	—	—	○	×	×
48	○	○	—	—	—	—	×	×
49	○	△	△	△	—	—	—	×
50	○	△	—	—	×	—	○	○
51	○	△	—	△	×	○	×	×
52	×	△	—	—	—	—	—	—
53	×	△	—	—	—	—	—	—

54	○	△	△	-	-	-	-	-
55	x	-	-	-	-	-	-	x
56	x	-	-	x	x	○	x	x
57	x	△	-	△	△	○	-	-
58	x	-	-	-	-	-	-	-
59	x	-	-	-	-	-	-	-
60	x	-	-	-	-	-	-	-
61	○	-	-	-	-	-	x	-
62	x	-	-	-	-	-	-	-
63	x	-	-	-	-	-	-	-
64	x	△	-	-	-	-	-	-
65	x	-	-	-	-	-	-	-
66	x	△	-	-	-	-	-	-
67	x	-	-	-	-	-	-	-
68	x	-	-	△	-	○	x	x
69	x	-	-	△	-	-	x	-
70	x	-	-	-	-	-	-	-
71	○	-	-	x	-	-	-	-
72	x	△	△	-	-	-	-	-
73	x	△	-	-	-	-	-	-
74	x	-	-	-	-	-	-	x
75	x	△	-	-	-	-	-	-
76	x	-	-	-	-	-	-	x
77	x	△	-	-	-	-	-	-
78	x	△	△	△	-	-	-	x
79	x	-	-	-	-	-	-	-
80	x	-	-	-	-	-	-	-
81	x	△	-	-	-	-	-	-
82	○	△	-	△	-	-	-	-
83	x	-	-	-	-	-	-	-
84	x	△	-	-	-	-	-	-
85	x	△	-	-	-	-	-	-
86	x	△	-	-	-	-	-	-
87	x	-	-	-	-	-	-	-
88	x	-	-	△	-	○	x	x
89	x	-	-	-	x	○	△	x
90	○	-	-	-	x	○	x	x
91	x	△	-	-	-	-	-	-
92	x	-	-	x	-	-	-	-
93	x	-	-	-	-	-	-	-
94	x	△	-	-	△	○	x	x
95	x	-	-	△	△	-	x	x
96	○	-	-	-	-	-	-	-
97	x	-	-	△	△	-	○	x
98	x	△	△	-	-	-	-	-
99	x	-	-	-	-	-	-	-
100	x	△	-	-	-	-	x	-
101	○	○	○	○	△	○	x	x
102	x	△	-	-	-	-	-	-
103	○	-	-	△	△	○	x	-
104	x	△	-	-	-	-	-	x
105	x	△	-	-	-	○	-	-
106	x	△	-	-	-	-	-	-
107	x	-	-	-	-	○	x	x
108	x	-	-	-	-	-	x	x
109	○	-	-	-	-	○	-	-
110	x	△	-	△	△	○	x	x

社会保険庁幹部職員からの回答(順不同)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	△	△	△	-	○	-	×
2	○	-	-	-	-	-	×
3	-	-	△	△	○	×	×
4	○	○	○	-	○	-	×
5	-	-	-	△	-	×	×
6	-	×	×	×	-	○	○
7	△	×	×	×	○	×	×
8	-	×	×	×	○	○	×
9	-	×	△	×	-	○	○
10	-	-	△	×	○	○	×
11	-	-	-	×	○	×	-
12	-	-	×	×	-	○	○
13	△	△	△	-	○	×	×
14	△	-	×	×	○	○	○
15	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	×	×	○	×	×
17	△	-	-	△	○	×	×
18	-	-	×	×	-	-	○
19	-	-	△	×	○	×	×
20	-	-	-	-	-	×	×
21	-	-	△	×	○	○	○
22	-	-	×	×	-	×	-
23	△	-	△	△	○	×	×
24	△	-	△	△	○	×	×
25	-	×	△	×	○	×	×
26	-	×	×	×	○	○	○
27	-	-	×	×	○	×	×
28	-	×	×	×	-	×	×
29	-	×	×	×	○	×	×
30	-	×	△	×	○	○	×
31	-	-	-	-	-	△	-
32	-	×	×	×	-	○	○
33	-	×	×	×	○	○	×
34	-	×	×	×	-	○	○
35	-	×	×	×	-	○	○
36	△	-	△	×	○	×	×
37	△	△	△	△	○	×	×
38	-	-	-	-	-	○	×
39	-	-	-	-	-	-	×
40	-	-	×	×	○	×	×
41	-	×	△	×	○	×	×
42	-	×	△	×	○	○	○
43	-	-	-	-	-	○	×
44	-	×	△	×	○	○	○
45	-	-	×	×	○	×	×
46	-	-	×	×	○	×	×
47	△	-	△	×	○	×	○
48	△	△	△	△	○	×	×
49	△	△	△	△	○	×	×
50	-	-	×	×	-	○	×
51	△	-	△	△	○	×	×
52	-	-	-	×	-	×	×
53	-	-	-	×	○	×	×

54	—	—	—	△	○	×	×
55	—	—	△	×	○	×	×
56	—	×	△	×	○	×	×
57	△	△	△	×	○	○	—
58	—	—	—	×	○	×	×
59	—	—	×	×	○	×	×
60	—	×	△	×	○	○	○
61	—	×	×	×	○	○	×
62	△	△	△	×	○	×	×
63	△	△	×	×	○	×	×
64	—	—	×	×	○	○	×
65	—	—	×	×	○	○	×

元社会保険庁長官に対する書面調査項目

- ① 年金記録の不適正な遡及訂正（標準報酬月額、加入期間など事項を問わない。以下同じ）が行われていることを知っているか。知っているとすれば、いつ、どのような経緯によるものか。
- ② 社会保険庁職員（職位を問わない。以下同じ）から事業主等への働きかけ（積極的、抽象的、示唆などの程度を問わない）はあったと思うか。
- ③ 自らの経験や他者の具体的な事例を知らないとして、不適正な遡及訂正はあったと思うか。思うのであれば、その理由は何か。
- ④ 年金記録の不適正な遡及訂正は、社会保険庁職員による組織的な行為によるものと考えるか。考えるとすれば、その理由は何か。考えていないとすれば、その理由は何か。
- ⑤ 不適正な遡及訂正が行われていた原因について、どのように考えるか。
- ⑥ 厚生労働省、社会保険庁として、不正防止の対策を講じてきたと思うか。
- ⑦ 厚生労働省、社会保険庁において、人事の在り方を含め、内部管理体制に問題はなかったか。問題があると考えるのであれば、どのような点か。
- ⑧ 今回の年金記録の不適正な遡及訂正等に関し、社会保険庁長官を経験した者としてどのように考えているか。

元社会保険庁長官に対する書面調査への回答状況

とりまとめ表の印の意味は、それぞれ次のとおり。

- ① 年金記録の不適正な遡及訂正（標準報酬月額、加入期間など事項を問わない。以下同じ）が行われていることを知っているか。
- △ : 報道、調査結果等により知っている。
 - : 知らない
- ② 社会保険庁職員（職位を問わない。以下同じ）から事業主等への働きかけ（積極的、抽象的、示唆などの程度を問わない）はあったか。
- △ : 報道、調査結果等によりあったと考えている。
 - × : なかったと考えている。
 - : 知らない。
- ③ 自らの経験や他者の具体的な事例を知らないとして、不適正な遡及訂正はあったと思うか。思うのであれば、その理由は何か。
- △ : 報道、調査結果等によりあったと考えている。
 - × : なかったと考えている。
 - : 知らない
- ④ 年金記録の不適正な遡及訂正は、社会保険庁職員による組織的な行為によるものと考えるか。考えるとすれば、その理由は何か。考えていないとすれば、その理由は何か。
- △ : 組織的な行為によるものとする。
 - × : 組織的な行為によるものと考えない。
 - : 知らない
- ⑤ 不適正な遡及訂正が行われていた原因について、どのように考えるか。
- : 原因と考えられるものについてのコメントがあるもの
 - : 分からない
- ⑥ 厚生労働省、社会保険庁として、不正防止の対策を講じてきたと思うか。
- : 講じてきたと考える。
 - × : 講じてきていない、不十分であったと考える。
 - : 分からない

⑦ 厚生労働省、社会保険庁において、人事の在り方を含め、内部管理体制に問題はなかったか。問題があると考えるのであれば、どのような点か。

○ : 問題はなかったと考える。

× : 問題はあったと考える。

— : 分からない

元社会保険庁長官からの回答(順不同)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	—	×	—	×	—	×	○
2	—	—	—		—	—	—
3	△	×	×	×	—	○	—
4	△	△	△	×	○	×	×
5	—	—	—	×	—	○	○
6	—	×	—	×	—	○	×
7	—	△	△	×			
8	△	△	△	×	—	×	×
9	△	△	△	—	○	×	×
10	△	—	—	×	—	×	×
11	—	—	△	×	○	×	×
12	△	×	—	△	—	○	×
13	—	—	—	×	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	×	—	○	×

【社会保険庁等の職員に対するアンケート取り纏め〔総括表〕】

名 称	対象者数	提出数	①該当	②該当	①+②該当	提出割合	①/提出数	②/提出数	①+②/提出数
社会保険庁(本庁)の職員に対する アンケート取り纏め (社会保険業務センター・大学校等を含む)	987	951	4	8	12	96.4%	0.4%	0.8%	1.3%
社会保険事務所等の職員に対する アンケート取り纏め	12,146	11,794	137	171	308	97.1%	1.2%	1.4%	2.6%
全国健康保険協会の職員に対する アンケート取り纏め	1,786	1,759	12	11	23	98.5%	0.7%	0.6%	1.3%
合 計	14,919	14,504	153	190	343	97.2%	1.1%	1.3%	2.4%

(注1)①は、年金記録の遡及訂正につき、実態を反映していないなどの不適切処理に関与したことがある等の件数である。

(注2)②は、他の職員が①の行為を行っていた事実を知っている等の件数である。

(注3)①+②該当の件数は、①と②との単純合計である。

(注4)当該アンケート結果は、平成20年11月17日午前中までに受理したものの等の集計結果である。

【社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対するアンケート取り纏め】

	都道府県	対象者数	提出数	提出割合	①該当	②該当	①+②該当	①/提出数	②/提出数	①+②/提出数
1	北海道	618	605	97.9%	7	4	11	1.2%	0.7%	1.8%
2	青森	156	156	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
3	岩手	152	150	98.7%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
4	宮城	238	238	100.0%	0	1	1	0.0%	0.4%	0.4%
5	秋田	147	146	99.3%	1	1	2	0.7%	0.7%	1.4%
6	山形	151	151	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
7	福島	229	221	96.5%	1	2	3	0.5%	0.9%	1.4%
8	茨城	209	207	99.0%	2	2	4	1.0%	1.0%	1.9%
9	栃木	166	154	92.8%	0	3	3	0.0%	1.9%	1.9%
10	群馬	203	197	97.0%	2	0	2	1.0%	0.0%	1.0%
11	埼玉	342	332	97.1%	6	10	16	1.8%	3.0%	4.8%
12	千葉	281	260	92.5%	3	0	3	1.2%	0.0%	1.2%
13	東京	1499	1469	98.0%	33	48	81	2.2%	3.3%	5.5%
14	神奈川	562	462	82.2%	4	6	10	0.9%	1.3%	2.2%
15	新潟	284	273	96.1%	2	2	4	0.7%	0.7%	1.5%
16	富山	130	129	99.2%	0	1	1	0.0%	0.8%	0.8%
17	石川	126	124	98.4%	2	1	3	1.6%	0.8%	2.4%
18	福井	103	103	100.0%	0	3	3	0.0%	2.9%	2.9%
19	山梨	85	85	100.0%	0	1	1	0.0%	1.2%	1.2%
20	長野	242	241	99.6%	21	17	38	8.7%	7.1%	15.8%
21	岐阜	185	184	99.5%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
22	静岡	335	334	99.7%	9	11	20	2.7%	3.3%	6.0%
23	愛知	644	641	99.5%	7	10	17	1.1%	1.6%	2.7%
24	三重	168	166	98.8%	6	4	10	3.6%	2.4%	6.0%
25	滋賀	104	103	99.0%	0	1	1	0.0%	1.0%	1.0%
26	京都	261	261	100.0%	0	4	4	0.0%	1.5%	1.5%
27	大阪	901	844	93.7%	10	9	19	1.2%	1.1%	2.3%
28	兵庫	467	460	98.5%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
29	奈良	115	112	97.4%	0	1	1	0.0%	0.9%	0.9%
30	和歌山	115	109	94.8%	1	1	2	0.9%	0.9%	1.8%
31	鳥取	85	85	100.0%	1	0	1	1.2%	0.0%	1.2%
32	島根	97	97	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
33	岡山	193	193	100.0%	2	3	5	1.0%	1.6%	2.6%
34	広島	313	310	99.0%	3	3	6	1.0%	1.0%	1.9%
35	山口	192	192	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
36	徳島	89	83	93.3%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
37	香川	108	108	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
38	愛媛	161	159	98.8%	5	3	8	3.1%	1.9%	5.0%
39	高知	120	120	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
40	福岡	472	460	97.5%	5	7	12	1.1%	1.5%	2.6%
41	佐賀	101	96	95.0%	1	1	2	1.0%	1.0%	2.1%
42	長崎	169	151	89.3%	2	8	10	1.3%	5.3%	6.6%
43	熊本	200	198	99.0%	1	2	3	0.5%	1.0%	1.5%
44	大分	150	147	98.0%	0	1	1	0.0%	0.7%	0.7%
45	宮崎	130	130	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
46	鹿児島	184	184	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
47	沖縄	164	164	100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
		12,146	11,794	97.1%	137	171	308	1.2%	1.4%	2.6%

(注1)①は、年金記録の遡及訂正につき、実態を反映していないなどの不適切処理に関与したことがある等の件数である。

(注2)②は、他の職員が①の行為を行っていた事実を知っている等の件数である。

(注3)「①+②該当」欄の件数は、①と②との単純合計である。

(注4)当該アンケート結果は、平成20年11月17日午前中までに受理したもの等の集計結果である。

	全国健康保険協会本部、 及び支部名称	対象者数	提出数	①該当	②該当	①+②該当	提出割合	①/提出数	②/提出数	①+②/提出数
1	北海道	84	82	0	0	0	97.6%	0.0%	0.0%	0.0%
2	青森	23	23	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3	岩手	26	26	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4	宮城	34	34	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	秋田	24	24	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6	山形	25	25	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7	福島	32	32	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8	茨城	29	29	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9	栃木	24	24	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	群馬	27	27	1	1	2	100.0%	3.7%	3.7%	7.4%
11	埼玉	40	40	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
12	千葉	33	32	0	1	1	97.0%	0.0%	3.1%	3.1%
13	東京	123	118	2	3	5	95.9%	1.7%	2.5%	4.2%
14	神奈川	53	53	1	2	3	100.0%	1.9%	3.8%	5.7%
15	新潟	37	37	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
16	富山	26	26	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
17	石川	26	26	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
18	福井	22	22	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19	山梨	22	22	1	0	1	100.0%	4.5%	0.0%	4.5%
20	長野	30	30	2	2	4	100.0%	6.7%	6.7%	13.3%
21	岐阜	32	32	1	0	1	100.0%	3.1%	0.0%	3.1%
22	静岡	44	44	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
23	愛知	87	81	2	2	4	93.1%	2.5%	2.5%	4.9%
24	三重	27	26	0	0	0	96.3%	0.0%	0.0%	0.0%
25	滋賀	23	23	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
26	京都	38	38	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
27	大阪	121	117	0	0	0	96.7%	0.0%	0.0%	0.0%
28	兵庫	58	58	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
29	奈良	22	22	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30	和歌山	22	22	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	鳥取	22	22	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
32	島根	23	23	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
33	岡山	34	34	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
34	広島	47	47	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
35	山口	26	26	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
36	徳島	22	22	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
37	香川	25	25	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
38	愛媛	28	28	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
39	高知	23	21	0	0	0	91.3%	0.0%	0.0%	0.0%
40	福岡	77	77	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
41	佐賀	23	23	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
42	長崎	26	26	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
43	熊本	32	26	0	0	0	81.3%	0.0%	0.0%	0.0%
44	大分	24	24	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
45	宮崎	24	24	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
46	鹿児島	30	30	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
47	沖縄	25	25	0	0	0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
48	本部	61	61	2	0	2	100.0%	3.3%	0.0%	3.3%
		1,786	1,759	12	11	23	98.5%	0.7%	0.6%	1.3%

(注1)①は、年金記録の選及訂正につき、実態を反映していないなどの不適切処理に関与したことがある等の件数である。

(注2)②は、他の職員が①の行為を行っていた事実を知っている等の件数である。

(注3)「①+②該当」欄の件数は、①と②との単純合計である。

(注4)当該アンケート結果は、平成20年11月17日午前中までに受理したもの等の集計結果である。

全社会保険事務所に対する週及訂正方法等(事務フロー等)にかかる確認結果取り纏め

届出書の受理について	許可されていないかった	禁止されていないかった	当事の状況は不明	合計回答数
専業主の代わりに届出書に職員が記入することは許可されていたか	283 91.6%	22 7.1%	4 1.3%	309 100.0%
記載内容等の確認について	確認書類の添付が必要であった			
週及した届出書(資格喪失届や月額変更届等)を受理する場合には、確認書類の添付が必要であったか	307 99.4%	2	0.6%	309 100.0%
社会保険労務士が関与している場合に、事務手続を簡素化することがあったか	124 40.1%	185 59.9%		309 100.0%
全票届を受理する場合には、確認書類の添付を求めていたか	253 81.9%	55 17.8%	1 0.3%	309 100.0%
週及した全票届を受理する場合には、何らかの方法で事実確認を行ったか	287 92.9%	22 7.1%		309 100.0%
督促指定期限等における納付督促について	電話等による納付督促等を行っていた			
納付期限までに保険料が納付されなかった場合、督促状を送付するまでの間における対応の有無	287 92.9%	22 7.1%		309 100.0%
督促状送付後、督促指定期日までの間に保険料が納付されない場合の対応の有無	261 84.5%	48 15.5%		309 100.0%
新規に未納となった事業所と、恒常的な滞納事業所とにおける対応方法の変更の有無	230 74.4%	79 25.6%		309 100.0%
新規に未納となった事業所	194 84.3%	36 15.7%		230 100.0%
恒常的な滞納事業所 (滞納処分票既作成の事業所)	164 72.9%	4 1.8%	57 25.3%	225 100.0%

全社会保険事務所に対する週及訂正方法等(事務フロー等)にかかる確認結果取り纏め

納付指導について	滞納処分票作成(出力)後直ちに実施	1週間から2週間後に実施	2週間から1か月後に実施	1か月から2か月後に実施	2か月から3か月後に実施	
督促指定期限を経過しても保険料が納付されず、滞納が発生した場合の、納付指導はどのくらいの時期(タイムラグ)で実施するか	220 71.2%	58 18.8%	22 7.1%	3 1.0%	6 1.9%	309 100.0%
滞納処分票の決裁について	都度の決裁を実施		都度の決裁及び纏めたかたちの決裁		纏めたかたちの決裁(1週間以上)	
記載事項が生じる都度に決裁を行っているか、または、纏めたかたちで決裁を行っているか	280 90.6%		25 8.1%	4 1.3%		309 100.0%
差押予告通知等について	約束不履行後に通知	1週間から2週間後に通知	2週間から1か月後に通知	1か月を超えて通知	2か月を超えて通知	決まられていない
差押予告通知は、滞納が発生した後のどのくらいの時期(タイムラグ)で通知しているか	258 83.5%	5 1.6%	1 0.3%	4 1.3%	32 10.4%	9 2.9%
差押予告通知を行った後も保険料が納付されない場合、どのくらいの期間において差押えを執行しているか	164 53.1%	84 27.2%	5 1.6%	8 2.6%	46 14.9%	2 0.6%
						309 100.0%

(注) 全国312の社会保険事務所のうち、市川、越谷、及び青梅の各社会保険事務所は、平成19年に設置されているため、平成18年度以前における事務実施状況については、適切な回答が困難であることから、今回はこれらを除く309の各社会保険事務所を対象とした。

年度別保険料徴収状況

	徴収決定済額			収納済額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収納未済額 (千円)	収納率 (%)
	計	前年度からの繰越額	本年度分				
	(千円)	(千円)	(千円)				
昭和17年度	140,763		140,763	140,657		105	99.9
昭和18年度	228,236	105	228,131	228,172		64	100.0
昭和19年度	518,392	64	518,328	511,805		6,587	98.7
昭和20年度	622,999	6,569	616,430	577,159	28	45,811	92.6
昭和21年度	1,644,873	45,811	1,599,062	1,543,730	86	101,057	93.9
昭和22年度	2,882,225	101,056	2,781,168	2,656,510	286	225,429	92.2
昭和23年度	7,540,845	225,429	7,315,416	6,569,492	285	971,068	87.1
昭和24年度	13,459,520	971,068	12,488,452	11,794,924	1,665	1,662,931	87.6
昭和25年度	14,845,121	1,662,931	13,182,190	13,082,806	3,733	1,758,582	88.1
昭和26年度	17,268,600	1,758,582	15,510,018	15,219,806	1,325	2,048,013	88.1
昭和27年度	19,224,880	2,048,013	17,176,867	17,192,727	1,222	2,030,930	89.4
昭和28年度	19,571,180	2,030,930	17,540,250	17,688,054	2,120	1,881,007	90.4
昭和29年度	32,598,708	1,881,007	30,717,701	29,570,842	4,362	3,023,504	90.7
昭和30年度	37,350,247	3,023,504	34,326,743	34,244,141	36,437	3,069,669	91.7
昭和31年度	14,093,752	3,069,687	38,024,065	38,371,134	138,337	2,584,280	93.4
昭和32年度	46,174,303	2,584,280	43,590,022	43,083,485	199,544	2,891,274	93.3
昭和33年度	49,874,198	2,856,390	47,017,808	46,603,038	143,121	3,128,040	93.4
昭和34年度	54,269,244	3,093,119	51,176,124	51,024,110	298,173	2,946,960	94.0
昭和35年度	84,486,243	2,902,020	81,584,223	80,716,036	251,912	3,518,295	95.5
昭和36年度	106,451,541	3,462,140	102,989,401	101,771,185	274,433	4,405,923	95.6
昭和37年度	128,000,325	4,307,343	123,692,982	122,206,985	230,556	5,562,783	95.5
昭和38年度	147,908,165	5,450,735	142,457,431	141,442,511	398,723	6,066,932	95.6
昭和39年度	171,560,065	5,962,114	165,597,951	163,687,595	356,915	7,515,555	95.4
昭和40年度	309,206,735	7,395,078	301,811,657	297,369,048	532,446	11,305,232	96.2
昭和41年度	372,179,371	3,819,249	368,360,123	360,711,253	984,023	10,484,096	96.9
昭和42年度	413,525,192	10,393,011	403,132,181	402,812,763	1,296,220	9,416,209	97.4
昭和43年度	460,139,108	9,321,497	450,817,611	450,556,612	1,544,259	8,038,237	97.9
昭和44年度	562,094,185	7,977,646	554,116,539	553,604,044	444,918	8,045,223	98.5
昭和45年度	757,649,360	7,970,166	749,679,194	747,945,433	496,809	9,207,118	98.7
昭和46年度	881,688,555	9,112,637	872,575,918	871,764,690	629,589	9,294,276	98.9
昭和47年度	1,052,460,839	9,875,774	1,042,585,064	1,043,122,700	668,182	8,669,956	99.1
昭和48年度	1,357,867,565	8,616,781	1,349,250,784	1,346,879,388	701,696	10,286,482	99.2
昭和49年度	1,948,333,245	10,199,901	1,938,133,345	1,930,700,575	570,048	17,062,623	99.1
昭和50年度	2,225,992,361	16,900,652	2,209,091,709	2,201,975,054	580,077	23,437,230	98.9
昭和51年度	2,892,473,953	23,224,978	2,869,248,975	2,857,254,927	961,969	34,257,057	98.8
昭和52年度	3,502,579,139	33,996,999	3,468,582,140	3,458,246,439	1,422,077	42,910,623	98.7
昭和53年度	3,762,949,570	42,656,804	3,720,292,766	3,717,578,208	2,159,181	43,212,181	98.8
昭和54年度	4,033,600,052	42,994,279	3,990,605,773	3,988,005,180	3,063,559	42,531,313	98.9
昭和55年度	4,754,890,848	42,393,948	4,712,496,900	4,700,737,914	3,715,534	50,437,400	98.9
昭和56年度	5,692,245,102	50,227,159	5,642,017,943	5,627,452,210	3,735,089	61,057,803	98.9
昭和57年度	6,070,289,769	60,778,147	6,009,511,621	5,998,708,301	3,817,836	67,763,632	98.8
昭和58年度	6,366,904,894	67,289,937	6,299,614,957	6,290,588,599	5,663,009	70,653,285	98.8
昭和59年度	6,656,018,066	70,408,407	6,585,609,659	6,576,374,324	5,982,450	73,661,293	98.8
昭和60年度	7,590,783,697	73,363,670	7,517,420,027	7,505,306,784	6,382,273	79,094,640	98.9
昭和61年度	8,695,926,965	78,689,321	8,617,237,644	8,601,772,735	7,830,985	86,323,245	98.9
昭和62年度	9,003,645,319	86,048,448	8,917,596,870	8,914,245,875	7,257,642	82,141,802	99.0
昭和63年度	9,532,318,538	81,924,771	9,450,393,767	9,450,492,983	8,008,356	73,817,199	99.1
平成元年度	10,563,789,995	73,626,082	10,490,163,913	10,490,993,235	7,248,685	65,548,075	99.3
平成2年度	13,122,301,520	65,396,232	13,056,905,288	13,050,692,259	6,668,950	64,940,312	99.5
平成3年度	14,298,370,574	64,562,311	14,233,808,263	14,214,107,462	6,450,235	77,812,878	99.4
平成4年度	15,073,124,486	76,623,598	14,996,500,888	14,955,010,820	5,469,556	112,644,110	99.2
平成5年度	15,507,274,508	110,016,086	15,397,258,421	15,347,646,538	7,648,948	151,979,022	99.0
平成6年度	16,602,233,090	149,094,683	16,453,138,407	16,339,805,453	9,570,153	252,857,483	98.4
平成7年度	18,943,648,604	249,079,777	18,694,568,827	18,693,281,717	12,682,846	237,684,041	98.7
平成8年度	19,651,193,872	234,541,134	19,416,652,738	19,370,602,672	17,528,582	263,062,618	98.6
平成9年度	21,016,852,622	260,109,276	20,756,743,346	20,683,172,557	19,415,382	314,264,683	98.4
平成10年度	20,985,303,618	310,287,359	20,675,016,259	20,615,075,449	18,996,555	351,231,614	98.2
平成11年度	20,621,125,145	348,397,389	20,272,727,756	20,209,855,227	26,672,641	384,597,277	98.0
平成12年度	20,491,594,331	381,827,461	20,109,766,870	20,051,216,759	25,519,148	414,858,424	97.9
平成13年度	20,417,604,799	411,836,976	20,005,767,822	19,935,986,552	48,604,253	433,013,994	97.6
平成14年度	20,676,840,368	429,389,061	20,247,451,307	20,203,364,573	50,228,591	423,247,204	97.7
平成15年度	19,647,120,213	420,308,996	19,226,811,216	19,242,533,981	52,090,675	352,495,557	97.9
平成16年度	19,802,162,276	350,475,159	19,451,687,117	19,453,699,614	47,181,026	301,281,637	98.2
平成17年度	20,357,713,423	300,101,947	20,057,611,475	20,058,431,607	35,067,321	264,214,495	98.5